

第7回恵那市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年7月30日(火)午後1時30分

2.招集場所 恵那市役所西庁舎3階 災害対策室

3.出席委員 (15名)

会 長 9番 林 広和

職務代理者 19番 大島 政幸

委員	1番	小坂 宏正	2番	瀨瀬 美由紀	3番	小栗 茂美
	4番	三宅 一彰	5番	土方 明日香	6番	小林 勝朗
	7番	曾我 佳奈子	8番	渡会 邦憲	9番	林 広和
	10番	安江 建樹	12番	宮原 博	14番	梅本 信枝
	15番	梅村 安範	16番	水野 守文	17番	保母 直彦

4.欠席委員 (1名)

	11番	瀨瀬 政行	13番	近藤 明德	18番	仲田 奈那
	19番	大島 政幸				

5.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第 32 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 33 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 34 号 農地経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第 6 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

6.農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

7.会議の概要

(開 会)

○事務局

本日の案件については、合計 13 件でございます。慎重審議のほう、よろしく願いいたします。

本日、職務代理者、大島さんが欠席になりますので、会長から開会宣言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

皆さん、こんにちは。御苦勞さまで。

今、話がありましたように、職務代理者が欠席ですので、私のほうで、以降、進めさせていただきます。

出席の状況ですが、本日、欠席が 11 番、瀬瀬政行委員、13 番、近藤明德委員、18 番、仲田菜那委員、19 番、大島政幸委員の4名が欠席でございまして、出席委員は 19 名中 15 名で定足数に達しています。総会は成立ですので、よろしくお願いします。

これより、令和6年第7回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いします。本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いしたいと思います。

それでは、恵那市農業委員会憲章の唱和です。恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立お願いします。

それでは、6番、小林勝朗委員の先導によりまして唱和を行います。小林委員、よろしくお願いします。

[農業委員会憲章の唱和]

○議長

ありがとうございました。着席願います。

先月、県の常設委員会が、7月 12 日にあった折に、県の農政部農村振興課から担当者が講習に来ておりまして、その内容としましては、営農型太陽光発電設備について、令和6年4月に、いろいろ改正がされまして、営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造かつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。

これについては、段々厳しくなっています。6年度の制度改正としては、改正の目的、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とする。これを求めていくということですけど、設置に必要な農地法上の許可は通常やっているわけですけど、その後の実績報告とか収支報告が適切に行われていない、営農計画がはっきりしてない、栽培計画とか収支見込み計画等、営農計画書がはっきりしてない。その指導をしているわけですけど、それについては適切に対応されない、管理されていない場合は排

除していく、許可を取り消していくという改正になってきているわけです。

当日も質問がありました。そこをきちっと県として排除できるのかについては、非常にグレーなところがありまして、県としても今後、農業委員会と連携を取って、パトロール等を進めていきたい。順次、厳しい対応をしていきたいと言っていましたので、また8月に、引き続いての講習をやりたいと言っていましたので、また、情報提供をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、会議を進めます。よろしくお願いします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、14 番梅本信枝委員及び 15 番梅村安範委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。

日程第2 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第 31 号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

総会の議案書及び関係資料は、タブレット内のサイドボックスに資料がありますので、そちら御覧いただきたいと思います。

まず、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。資料につきましては、2 ページからになりますので、よろしくお願いします。

44 番、三郷町佐々良木の案件です。3 ページが議案書です。4 ページが位置図です。申請地は、三郷小学校の南西側に位置している場所です。5 ページは拡大図で、青い箇所が空き家バンクの購入予定空き家、赤い場所が申請地の場所です。購入予定の空き家に隣接している場所

です。6ページが現況写真となっております。現況は休耕地と農業用倉庫があるところで、申請理由につきましては、空き家バンクに登録された住宅とともに農地を譲受け営農に励むものです。この案件につきましては、農地法4条第1項第8号の規定による農業用施設用地届出書が併せて出ておりますが、そちらは後で説明させていただきます。

7ページ、45番、笠置町姫栗の案件です。8ページが議案書です。9ページが位置図です。申請地は、笠置振興事務所のすぐ南側に位置している場所です。10ページが拡大図です。11ページに現況写真を載せてあります。現況は畑となっております。

こちらの申請理由につきましては、自宅に隣接した農地を譲受け営農に励むものです。

12ページ、46番、中野方町の案件です。13ページが議案書です。14ページが位置図です。場所につきましては、中野方小学校の北東側に位置している場所です。15ページに拡大図が載せてあります。全部で5筆となっております。16ページが現況写真。現況は休耕地です。

申請理由につきましては、自宅近くの農地を譲受け、自己所有地とともに維持管理し営農に励むものです。

17ページ、47番、山岡町田代の案件です。18ページが議案書です。19ページが位置図です。場所につきましては、山岡振興事務所の西側に位置しております。20ページが拡大図となっております。青い丸のところが購入予定空き地の空き家バンクの場所です。赤枠で囲われているところが申請地で、全部で3筆となっております。21ページ及び22ページは現況写真が載せてあります。現況は田と休耕地になっている場所です。

申請理由につきましては、空き家バンクに登録された住宅とともに農地を譲受け、営農に励むものです。

続きまして、23ページをお願いします。明智町の案件です。24ページが議案書です。25ページが位置図です。場所につきましては、明智振興事務所の東側に位置しております。26ページが拡大図となっております。赤枠の箇所が申請地です。27ページが現況写真です。現況は休耕地という状態です。

こちらの申請理由につきましては、自宅近くの農地を譲受け、自己所有地とともに維持管理し営農に励むものです。

28ページ、49番、明智町大泉の案件です。29ページが議案書です。30ページが位置図です。申請地は明智小学校の北西側に位置しております。31ページが拡大図です。青い丸で囲ってある箇所が空き家バンクの購入予定空き家で、その周辺に赤く囲われている場所が合計で7筆あります。32ページと33ページに現況写真が載せてあります。現況は休耕地です。

機具については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、管理機を所有してみえます。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、御審議をお願いいたします。

続いて、13 ページの 46 番、中野方町馬越の件です。

これは、7月 19 日に第3地区委員会を開催しております。

今回、46 番の案件については、所有権移転を伴う農地に必要な5筆で、登記簿地目で田が4筆、畑が1筆です。合計で 4,976 平方メートルになっております。

16 ページの写真を見てもらうと分かりますように、現場は耕作をされずに荒れている状況でした。何でこんなふうになったのかと、現場は分かりませんが、登記簿で調査したら、この土地は平成6年2月に土地改良事業の換地処分が行われておりました。圃場整備がされ、6年度までに完成しているということです。

この頃は、 という に住んでみえた方が管理をされておりましたが、その後、平成 19 年 12 月に今回の譲渡人であります に所有権が移って、今現在までに 15 年ぐらいたっておりますが、19 年から現在まで耕作していることになっておりましたが、荒れた状態でしたので、何年ぐらいつまづ耕作をされたというのとは分かりませんが、ここ2、3年から4、5年は耕作されなかったように見受けられます。

今回、譲渡人は遠方に住んでみえましたので、管理ができないということで手放して、譲渡することになっております。譲受人につきましては、近くに住んでみえる人が栗畑にすると、栗を栽培する計画になっております。

譲受人は、現在も栗等も栽培してみえますので、問題はないと考えます。耕運機と草刈り機、軽トラクターを所有しております、本人と奥さん、息子さんと栗を栽培していくという計画になっております。

地区委員会としては、遠い方が持つてみえるより、近くの方に持つてもらったほうが効率がいいだろうと考え、問題ないと判断をいたしましたので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

続いて、番号 47 番から 49 番まで、第5地区、梅村安範委員長より協議の様相についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

それでは、47 番が 18 ページを御覧ください。

山岡町田代石神下の田んぼが2筆、畑が1筆、合計が 2,962 平方メートルの所有権移転です。

場所は、20 ページを御覧いただきますと、下のほうに山岡町田代の北部農免道という道路がございます。そこから少し北に上がったところですが、空き家バンクの付随農地です。

譲渡人は、相続を受けましたけど、[]へ移住されておまして、耕作管理ができない。譲受人は、[]です。水稻と季節野菜を作付予定で、空き家を改築して、自宅兼カフェを計画されておるようです。農作業経験は 10 年ほど。耕運機、草刈り機、軽トラック、噴霧機等は所有しておりますけど、車の修理販売業を営んでおりますので、知人の協力を得て、耕作管理を行いたいということで、同時申請で農地法5条の転用許可が、空き家バンクのすぐ南側下ですけど、道路際に来客者の駐車場で出ております。特に問題ないかと思いました。

24 ページが、48 番の明智町の字上平の案件です。畑1筆、207 平方メートルの所有権移転です。住宅地に囲まれたところでした、譲渡人は昭和 53 年に贈与を受けましたけど、[]に在住をされておまして、地元に住居をしている甥ですが、無償譲渡をされる案件です。

譲受人は、すぐ近くの []というお []さんです。当該農地は実質的には花壇とか、荒れ地のような形になっておりましたけど、譲受人は自作地の農地と併せて、一般野菜を作付予定です。これも地主さん、譲受人が一部農地法の5条との関連もあります。現状は 27 ページのような状態です。

49 番、29 ページを御覧いただきます。明智町大泉の吉原で、田3筆と畑4筆で合計7筆、5,120 平方メートルです。これも、空き家バンクに付随した農地です。

譲渡人は相続を繰り返して、結局、娘さんになったんですけど、空き家とともに農地の管理ができないため、処分したいということで、空き家バンクに登録をして、募集しておりましたら、譲受人は []で、現在は賃貸住宅に在住して自動車販売業を営んでおる。農業をして、田舎暮らしをしたいという意向が強いということで、東海三県で空き家物件を探していたところ、恵那市在住の友人農家から、本物件の紹介を受けて、購入するというございます。

農業経験はありませんが、軽トラックと草刈り機は現在所有しておまして、耕運機を購入。恵那市と中津川市内の友人農家がおまして、その方の協力を得て、農業機械、トラクター、田植機、コンバインやサポートを受けて、水稻と野菜各種、ブルーベリーを作付したいということです。農産物は自家用と友人への提供、その後、販売を予定しておるということで、ちなみにすぐ隣にあります []のサポートも可能だという話でございました。

以上、47 番から 49 番の農地法第3条の3件については、7月 18 日に地区委員会を開催しました。地区委員会としては、問題ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、農地法第3条の規定による許可申請6件分、地区委員長及び事務局から説明がありました。この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 31 号、番号 44 番から 49 番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第 32 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第 32 号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、農地法第4条の許可申請に対する意見について御説明いたします。資料は 34 ページからになりますので、よろしく願いいたします。

15 番、明智町の案件です。35 ページが議案書です。36 ページが位置図です。申請地につきましては、明知鉄道の明智駅のすぐ西側に位置しており、明智駅から 300 メートル以内の農地であるため、第3種農地と判断されます。37 ページが拡大図となっております。赤く囲ってある場所が申請地です。38 ページ、現況写真が載せてございます。現況は、既に建物が建てしまっている状況でして、経緯書が提出されている状況です。39 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、申請地を 40 年以上前から宅地として利用していたところがあり、相続の手続を行ったところ、農地であることが判明したということで、今回、申請するも

のでございます。

第4条の許可申請に対する意見についての説明は以上でございます。

○議長

農地法4条の許可申請は1件ですが、番号 15 番について、地区委員会で協議をしていただいておりますので、第5地区の梅村安範委員長から協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

35 ページ、番号 15 番の案件です。7月 18 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

36 ページ、明智町の明知鉄道の明智駅のすぐ裏といいますか、西側です。完全に道路と宅地に囲まれた土地です。37、38 ページ見ていただきますと、現況は宅地です。令和5年に相続を受けられました現在の所有者の方が調べましたところ、相当以前、現況宅地で、100 年以上前から申請地の隣接地が住居とされておりまして、■■■■が、昭和 57 年に自宅を改築した際に、転用許可を得ることなく住宅敷地とされたという経緯書が添付された案件です。

東側道路、南側一体用地の宅地、西が宅地、北は宅地。生活排水は下水に接続されておりまして、雨水は敷地内から道路側溝へ排水されております。隣接農地はありません。追認案件として、やむを得ないものと地区委員会としては判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ここは、きれいにされてみえますけど、居住はされていますか。

○15番

以前は住んでみえました。

○議長

以前は住んでみえたけども、今は空き家ですか。

○15番

相続を繰り返して、親が2代続けて相続を受けて、■■さんになると思いますけど、譲渡したいということで経緯を調べましたところ、農地が判明したということで、5条の申請が出ました。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないようです。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。

議案第 32 号、番号 15 番の「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 32 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定いたしました。

日程第4 議案第 33 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第4 議案第 33 号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、農地法第5条の許可申請に対する意見について、御説明いたします。資料は 40 ページからになりますので、よろしくお願いします。

37 番、長島町中野の案件です。41 ページが議案書となっております。42 ページが位置図です。場所につきましては、恵那市役所の南西側に位置しております。こちらは、用途地域内の農地で、第3種農地になります。43 ページが申請地の拡大図で、赤枠で囲ってある場所が申請地となります。44 ページは現況写真です。現況は休耕地という状態です。45 ページは計画図となっております。

申請理由につきましては、申請地と隣接している住宅を同時に取得して、その住宅の駐車場として整備をしたいというものです。

46 ページ、38 番、笠置町姫栗の案件です。47 ページが議案書となっております。48 ページが位置図です。場所は笠置振興事務所の南側で、振興事務所から 300 メートル以内にありますので、第3種農地になります。49 ページが拡大図で、赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。50 ページが現況写真。現状は農業用施設用地になります。51 ページが計画図となります。

申請理由につきましては、申請地を農業用施設用地として利用してきたものですが、農地であ

ることが判明したため申請するものでございます。

52 ページに、農振地域の農地利用計画の用途区分変更届出書がつけてあります。こちらの説明につきましては、議案書の 47 ページを御覧いただきたいと思います。本来ですと農振農用地で、農振除外の計画変更が必要になるのですが、農用区域内にある土地の農業用上の用途変更について、土地の面積が1ヘクタールを超えない場合、軽微な変更として取り扱うことができるという省令がございました。1ヘクタール未満で農業用の用途変更を行う形で、農政課へ農振農用地の用途変更申請が提出されておりまして、現地も農政課で確認済みという内容です。

54 ページ、山岡町田代、39 番の案件です。55 ページが議案書となっております。56 ページが位置図となっており、山岡振興事務所の西側に位置しております。こちらは、土地改良施工区域内にある農地で、第1種農地になっておりますが、令和5年3月に農振除外の申請が済んでいる場所です。57 ページが現況写真で、赤く囲ってある場所が5条の申請地、青く囲ってあるところが空き家バンクの場所です。58 ページが現況写真です。現況は休耕地になっております。59 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、申請地を譲受け、同時に空き家バンクで購入する空き家を活用して開業するカフェの駐車場及び自身の経営する事業用の車両置場として整備するという内容のものであります。

60 ページ、40 番、明智町の案件です。61 ページが議案書となっております。62 ページが位置図となっております。場所は、明智振興事務所の南東側に位置しており、農振農用地という場所です。63 ページが拡大図です。赤枠の箇所が申請地となっております。64 ページが現況写真です。現況は畑と農業用倉庫が建っている状況です。65 ページが計画図です。

申請理由につきましては、申請地を借受けて隣接する介護施設、こちらの改築工事を行うために作業場とか、資材置場として利用するために申請するもので、8か月間の一時転用が出ております。事業完了後におきましては、農地へ復元するという誓約書も提出されています。

66 ページ、41 番、明智町の案件です。67 ページに議案書が載せてあります。68 ページが位置図となっております。こちらの申請地も、先ほどの3条の場所と一緒に明智振興事務所の北東側に位置しております。振興事務所から 300 メートル以内の農地で、第3種農地となります。69 ページに申請地の拡大図が載せてあります。赤枠の箇所が申請地です。70 ページが現況写真です。現況は既に駐車場として利用されている状況ですので、経緯書が提出されています。71 ページが計画図となっております。

申請理由は、申請地を譲受け、お寺の駐車場として整備する内容です。

○議長

続いて、38 番について、第3地区、安江建樹委員長より協議の様相についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

47 ページ、38 番の笠置町姫栗の件です。7月 19 日に第2、第3地区委員会を開催して、現地の確認と協議を行っております。

今回、この申請については、49 ページ、譲受人が相続をするために自分の土地を調査したところ、譲受人の■■■■が平成4年に、49 ページの白い屋根が見えるんですけど、農業倉庫を建築してみえたそうです。その建物敷地の約半分が、実は譲渡人の■■さんという方の所有地だったことが今回分かったことで、申請をしたところです。

しかしながら、先ほど事務局で説明があったように、5条申請するなら農地の農振除外しておかなければならないというのがあるんですけど、今回は、農業振興地域に係る農用地利用計画の用途区分の変更が市役所の農政課へ提出されており、受理されておるということで、今回の申請が可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の申請については、登記簿は畑となっておりますが、現場は既に農業用施設用地として使っておるということですので、今回、正式な転用をするということでございます。

東側については自己所有の敷地、南側については、先ほど3条申請した畑、西側が田んぼ、北側が自己所有の宅地となっております。今回、敷地内の雨水排水については、西側の田んぼに水路があるそうですので、ここに流していくとなっております。付近の農地については、自分のところの3条の畑と田んぼですが、農地には影響はないと申請書には記述をされております。

既にできた案件でしたので、経緯書がついており、追認案件となりますが、地区委員会では問題がないと判断いたしましたので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

続きまして、番号 39 番から 42 番までの4件について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様相についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

7月 18 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

39 番、55 ページを御覧ください。3条の 47 番の空き家バンクの付随農地との関連です。場所は、57 ページを御覧いただきますと、北部農免道のすぐ北側になります。ここで見ていただけ

ますように、南側道路、東側道路、西側が宅地、北側が道路を挟んで空き家バンクの宅地というところがございます。

これは、令和5年3月に農振農用地区域からの除外がされた案件です。空き家を購入しまして、改築して住宅兼カフェを開業することで、自動車修理販売業をしているため、積載車とか自分の車両、来客用の駐車場として利用したいということがございます。

面積がちょっと大きいですけど、少し落ち込んだといいますが、傾斜がありますので、のり面が結構大きいのと、東側には農道に沿って側溝がございます。それから、西側は宅地で、南側には公衆用道路があって、道路側溝がございます。北側も側溝がございます。雨水排水は敷地内に集水枡を設けまして、道路側溝へ排水することで、59 ページに配置図と排水の図面がついております。周辺農地への影響はないものと判断をしまして、やむを得ない案件と思いました。

40 番、61 ページを御覧ください、明智町和合の案件です。63 ページ、場所は明智町の町並みの外れで、明智川沿いの田んぼです。現況は畑になっております。申請地に隣接します介護施設、■■■■の改築工事に伴う重機の作業所、資材置き場、駐車場として一時転用をされるものがございます、一時転用の期間は令和7年4月 30 日まで。申請地の周囲は賃貸人の宅地、明智川の河川区域、道路でして、鉄板を敷いて強度を保って、雨水排水は河川へ排水することで、一時転用ですので、これもやむを得ないと判断しました。

41 番、67 ページ。これは、先ほど農地法の 48 番との関連がございます。譲渡人と譲受人は、■■と■■という関係になります。■■■■の住宅街、68 ページ、69 ページがその位置図です。非常に変則的な格好になっておりまして、経過を聞いてみますと、旧明智町時代にここの生活道路、右側の道路を拡幅、作る時に買収されて残った残地で、非常に変則的な形です。

現況は雑種地のような状態になっております。71 ページが来客用の駐車場で、転用事業者は先ほど3条もありました、すぐ近くの■■■■さんと、寺の駐車場が不足しているため、譲渡人である■■■■から贈与を受けて転用する。隣接農地はなく、碎石舗装を行って、雨水は自然透水及び既設の道路側溝への排水になっております。

ちなみに、69 ページの航空写真の地図を見ていただきますと、申請地と書いてあります右上が■■■■です。

最後、42 番、73 ページ、串原の■■■■で、畑 107 平方メートルの一般個人住宅への転用、これは親子での使用貸借です。75 ページ、今回の転用が赤枠でありまして、ここに写つとる宅地、一連のところに建物が建ってます。これが申請者の譲渡人、お父さんの敷地です。ここの一

角に、いろいろ建設関係の仕事もしてみえたということで、資材とかいろいろ入ってる倉庫がありまして、倉庫の一角で息子さん夫婦が子供と一緒に住んでいるということですけど、建物の老朽化と子供の成長により手狭になったため住宅を建設することで、親子間での使用貸借です。生活排水は 77 ページ、合併浄化槽で道路側溝へ、雨水排水も道路側溝へ排水するというところで、隣接農地はなく、周辺農地への影響はないということで、以上、農地法5条の4件につきまして、地区委員会としては問題ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

最初の 37 番について、周りの状況についての同意書、あるいは計画書、当然出していただくものということで審議をされたようですが、出ましたか。

○1番

要請をしてありますが、本日までに提出はありませんでした。

○議長

ということは、本日の審議はどうすればいいですか。先ほど委員長が言われた、出なかった場合は不許可相当にするということでした。

○1番

審議できるような資料がないのに、許可することはできないので、図面とか、そういうものがそろってから許可したほうがいいのではないだろうかと思います。

○議長

はい。わかりました、

○1番

もう一つ、雨水の自然浸透、現状、雨の降り方とかを見ると、相当激しくなっているの、これが適切かどうか。ちゃんとした水路を設けて排水してもらったほうが、かえっていいのではないだろうかと思います。

それともう一つは、傾斜のある地形なので、現在、防草シートを張ってあるけど、水を一気に流すので、あまりよくないことだろうと思います。

○議長

書類不備ですか。事務局へは出されてないですか。

○事務局

先ほど小板委員がおっしゃったように、駐車場の計画について、事務局では書類での土地の承

諾をもらうことと、この駐車場の計画について、農地に影響を与えない計画での図面の添付をお願いしており、書類を準備していただいていますけど、総会当日までには、資料として、間に合っていない状況です。

○議長

届いていないのですか。

○事務局

届いていないという現状で、御判断していただくことになると思います。

○1番

雨水の自然浸透について、駐車場とか資材置場等が前にも出てきたと思いますけど、自然浸透で本当にいけるのかということです。それを、審議してもらいたいと思います。

○議長

自然浸透の定義はありますか。状況によって違うと思いますが。

○事務局

事務局から資料の提出をお願いしましたが、提出がされませんでした。

自然浸透がいいかどうかは、申請地の下段に農地があったので、そこに浸透するということであると、これは転用によって影響が出ることになりかねません。

許可するかどうかの基準ですけど、4条と5条の判断の基準は、許可に値するのは、転用事業が確実に行われることをまず念頭に置いていただきたいと思います。

確実に行われるには、転用を行うに足る資力、お金があるとか、転用面積が適当かどうか、周辺農地に影響があるといけないという視点で、御審議をいただければと思います。

○議長

37番の案件については、判断できる材料がそろっていない。書類としても不備であるということで、このままですと不許可相当になります。

○1番

それが妥当だと思います。

○議長

ほかの皆さん、意見どうでしょうか。ほかの案件もありますけど。

○17番

雨水によって自然浸透を上回るような雨量があった場合、土砂が流れるとか、そういう危険性が見た感じあったのでしょうか。もしそうであれば、それなりの設備、整備をしないとまずいと思

います。

○1番

どういう施工をしてくれるかが分からんと、判断ができない。施工方法が全然、提出されずに、図面だけで、それも字絵図の図面で描かれたものでは、判断しようがない。総会までに間に合わせて、出してほしいとお願いしたけど、間に合わなかった。つまり、計画がまだそこまで行っていない。ただ、言葉だけで説明される状態なので、ある程度、判断材料があって、初めてそれがいいのか悪いのか判断できるのではないかなと思っていますけど、どうでしょうか。

○17番

分かりました。

○15番

転用事業の駐車場の造成計画、排水計画が整わない限り、不許可相当で県に諮問したらいいかがでしょうか。

○議長

今回のこれに限って言えば、今言われた不許可相当になりますけど、きちっとしたものを作られれば、再申請もありえます。

○7番

駐車場の施工方法が決まっていない、図面が出て来てないということですけど、自然浸透ということは、基本的にアスファルトではなくて、土の駐車場ということですか。

○1番

アスファルトでも浸透性のものがあります。

○7番

ありますけど、この駐車場にそれを使いますか。土でできた駐車場なら水がしみてくこともあるけど、何か敷く、土ではない駐車場なら、きちっと排水をやってもらわないと、自然浸透はちょっと無理があるのではないかなと思います。

○事務局

いろんな不安の材料が考えられますので、そういうことがない図面をこちらで求めました。どういう施工をしますか、バラスなのか、アスファルトなのか。それが出てこないの、今、こういう御意見が出ています。県には、農業委員会でそういう意見が出ましたので、それを払拭する工法なりを事業者から示してくださいという意見を付して進達する形になるかと思っています。

○議長

先ほど、委員が指摘されたように、この状況で自然浸透はないと思います。きちっと計画書をつける必要があります。

37 番については、設計図と、隣接への承諾書も不備であり、周辺農地への影響の有無が判断できないため、37 番については不許可相当とすることよろしいでしょうか。

ほかの件はどうでしょうか、38 番から 42 番について。

○10番

39 番の案件です。59 ページに計画図が出ておりますけど、市道との取付けがあると思いますけど、許可は下りていますか。

○事務局

建設課に自費工事申請を当事者の方が出されておまして、許可の見込みで、今、手続が進んでいる状況です。

○10番

63 ページの■■■■、■■■■さんが工事をするために一時転用することになってはいますが、63 ページの赤枠で囲った中に四角い建物みたいなものがあるけど、これは何ですか。

○事務局

後で御説明させていただきますけど、農業用倉庫があります。今回、赤枠の箇所の隣が介護施設で、こちらを改修するため、ラフタークレーンで作業するに当たって、農業用倉庫が支障になってしまうので、取壊し、その代わりとなる農業用倉庫の建設が別途申請として上がっておりますので、こちらは報告事項で御説明させていただきたいと思います。

○議長

よろしいですか。議案の第 33 号ですが、37 番については不許可相当とする。38 番から 42 番は許可相当と認めるということで、県へ進達したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては採決を採ります。

議案第 33 号、番号 37 番については不許可相当とする。38 番から 42 番につきましては許可相当と認めるということに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 33 号は、37 番につきましては不許可相当とする、38 番から 42

番につきましては許可相当と認めるということで意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。よろしくお願いします。

日程第5 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長

続きまして、日程第5 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。お願いします。

○事務局

それでは、議案第 34 号の説明させていただきます。78 ページです。

79 ページに集積総括表が載せてございます。今回は、5年間の一般の申請と 10 年間の中間管理です。合計の面積につきましては、田で 2,955 平方メートル、畑で1万 3,875 平方メートル、合計1万 6,830 平方メートル、借手2、貸し手5という農用地利用集積計画です。

80 ページが明細になっております。ナンバー1は、農地の所在は武並町です。借手につきましては、XXXXXXXXXXさんで、人・農地プランの地域の担い手として登録されている方でございます。利用権の種類は、賃借権、借入期間5年間です。

ナンバー2、農地所在は大井町です。ナンバー3とナンバー4は上矢作町です。ナンバー5は山岡町でして、借手につきましては、XXXXXXXXXXで、利用権の種類は使用貸借権、借入期間は 10 年間です。

なお、ナンバー1からナンバー5につきましては、農業経営基盤強化促進法の経過措置により、同法改正前の 18 条第3項の各号と要件を満たしていると考えております。説明は以上です。

○議長

この件については、地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

番号2番について、第1地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

この案件、XXXXXXXXXXさんの土地ですけど、使用貸借で借りられる方は、この前に栗畑の面積、貸し借りをされているので問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、番号1番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

■さんは、人・農地プランのメンバーとして、野菜に熱心な方でございまして、何ら問題はなし。今回は自然薯を作るということでございますので、問題ないという判断をいたしましたので、よろしくお願ひします。

○議長

続いて、3番と4番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

この件につきまして、■さん、■さん、この方2名、■から■へ10年間委託するということですので、地区委員会として問題ないと思われまふので、お願ひします。

○議長

続いて、5番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

5番は農地中間管理事業ですが、■からの賃貸での受け手は、■が受けることで話がまとまっておりますので、問題ありません。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がございましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ないでしょうか。

これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第34号、番号1番から5番の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画の決定について」は、申請のとおり、承認することに賛成の方は挙手願ひます。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第34号は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

○議長

続いて、日程第6 報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告とします。

それでは、事務局より報告の説明をお願いします。

○事務局

それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について御説明させていただきます。

81 ページからになります。

まず、1つ目の報告事項は 82 ページになります。場所につきましては、三郷町佐々良木です。

83 ページ、位置図を御確認ください。申請地は、先ほど3条で上がっておりました三郷小学校の南側の場所です。84 ページ、拡大図が載せてございます。こちらの赤枠で囲った場所の申請地のうち、青枠で囲った場所が農業用施設になっております。85 ページが現況の写真として上がっております。現況は、この倉庫につきましては、昭和 59 年頃から倉庫敷地として利用しております。始末書が提出されております。86 ページが計画図で、敷地内に建っている計画となっております。

87 ページ以降につきましては、こちらは農振農用地でしたので、こうした届出を併せて提出されております。

89 ページは中野方町の案件です。

90 ページ、位置図につきまして、中野方小学校の西側に位置しているところです。91 ページが拡大図でございます。青色で囲った場所が農業用施設という場所です。92 ページに現況写真が載せてございます。現況は既に倉庫の敷地として利用されているということで、始末書が提出されております。93 ページは計画図です。

申請地を3条で、取得された場所につきまして、農業用倉庫が設置してあるということで、引き続き利用したいということで、今回、申請が上がっているものです。

94 ページ、明智町の案件です。

95 ページに位置図がありまして、先ほど5条の場所とほぼ一緒の場所です。明智振興事務所の南東側です。96 ページを御確認ください。こちらは拡大図で、赤枠で囲ってある場所がその土地で、青く囲ってある場所が農業用施設を建設したい場所になります。97 ページ、現況写真で、赤枠の箇所に今回建設予定という届出が出ております。98 ページは計画図です。

こちらにつきましても農振農用地であるということで、用途区分の変更届出書が出ております。今回の申請については農業用倉庫を設置してある場所を、先ほど5条でありましたように、介護施設の改築工事の資材置場、作業場として貸すことになったため、自宅に隣接する場所に新たに倉庫を建設するものでございます。

報告事項については以上でございます。

○議長

報告事項について、倉庫の届出等の3件の説明がありました。質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

それでは、これで質疑を終わります。

報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第7回恵那市農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 14 番

議事録署名者 15 番

THE UNIVERSITY OF CHICAGO